

第176号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目次

1. 労働者と労働組合
2. 玖波の日本語教室 別れの挨拶 Asep Ramdani
3. 新聞記事等から
ひと・しずおか 焼津市役所通訳員 豊島エリザさん
日本語学校急増 5年で200校以上新設 背景に人手不足か
異国の大地・茨城農業を支えて 実習生 欠かせぬ戦力
4. Drifting too far - 46 入院生活から-7
5. 本の紹介 いのちに国境はない ～ 多文化「共創」の実践者たち
6. 今月の言葉

労働者と労働組合

外国人実習生の労組脱退要請 群馬の受け入れ団体東京新聞 2018年1月22日 朝刊

フィリピン人技能実習生（25）が職場の暴力に耐えかねて労働組合に加入したところ、実習生の受け入れ窓口となった監理団体「AHM協同組合」（群馬県高崎市）が労組にファクスを送り、実習生を脱退させるよう求めたことが分かった。実習生にも労組加入の権利があるが、実習生を保護する監理団体などが役割を果たしていない形。労組は不当労働行為として神奈川県労働委員会に救済を申し立てた。

ファクスには公益財団法人「国際研修協力機構」（JITCO）などがAHMに対し、労組加入者は実習先が見つからないとの見解を示したとも記載。これが脱退要請につながった可能性もある。（以後略）

労働組合法の第3条には「この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。」と書かれており、技能実習生を始め外国人であってもこの規定に定める要件に該当すれば日本人の労働者と同じように労働組合に加入することができます。しかし労働者としてではなく個人請負という形態で働かされている外国人も少なくありません。私の周りでは造船業で働く外国人がいます。労働保険料や社会保険料を会社が負担したくない為にこうした方法を取っていますが、もし労災事故が発生したり、私傷病で障害厚生年金に該当する事由が発生したら、労働者が労働基準監督署や年金事務所に駆け込めば遡って適用を求めることが出来ます。そうすれば会社は2年間遡って保険料を負担する必要が生じますし、労災保険ではペナルティーも課せられることとなります。当然労働者も社会保険料については負担せざるを得ませんが、会社は立替払いをしたうえで返還を求める交渉を労働者とせざるを得ず退職後であればかなり難しい問題であると言えます。他の例をみると育児休業の問題がありま

す。出産に当たっては健康保険から出産手当金が支給されますし、育児介護休業法により子供が2歳になるまで育児休業も取得することができます。その期間、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。そうすると社会保険・労働保険に意図的に加入していない会社の労働者がこの問題提起をすれば当然会社は遡って加入させられることとなります。目先の費用負担に追われると大きな火傷を負わざるを得ないこととなります。労災保険の場合には保険給付に対するペナルティや損害賠償の問題も絡んで来て会社の存続自体が危うくならざるを得ないこととなります。目先の利益と中途半端な知識が危機管理意識を忘れた自分勝手な解釈で墓穴を掘ってしまうこととなります。それ以上に問題なのは、それまで労使間にわだかまっていた感情から労働者の退職・解雇の問題、またその後の感情的なもつれから退職に繋がり事業継続の危機が来る可能性も低くないと言えます。こうした問題提起の方法として、直接行政機関に訴える方法と労働組合に加入して団体交渉によって解決する方法とがあります。労働者にとっては夜間でも休日でもまた問題解決後も相談に対応してくれる労働組合の方が利用価値は高いはずですが、またある面会社にとっても労働組合との交渉の中で落としどころを模索できるためこちらの方がメリットが大きいといえます。同時に、将来的にも労働組合との関係の中で財政状況との兼ね合いで労働条件等の改善も図ることができ、行政機関に飛び込まれることもなくなります。そうした前向きな方向で考えれば労働者全員を労働組合に加入させるユニオンショップ協定の締結も一考の余地があると言えます。

この新聞記事で問題となっているのは、技能実習生の勤務先変更の問題です。おそらく受け入れていた会社で残業代未払等が発覚して入管から受入停止処分を受けたか、何らかの理由で解雇強制帰国の問題が発生したためと考えられます。よくある問題ですが移籍先を見つけることはなかなか難しく泣く泣く帰国する例が少なくありません。フィリピン人の場合、フィリピン大使館内にある POLO に連絡して、POLO から指導してもらうのがベストといえます。これは POLO の証明書が無いと実習生を受け入れることができないという背景があります。勤務先変更については入管は協同組合に勤務先があれば在留を認めるが、無ければ帰国せざるを得ないと協同組合に伝えるだけの話で、JITCO にしても斡旋をするわけではありません。協同組合もどこまで本気で受け入れ先を探すのでしょうか。問題を提起した実習生から周りに残業代の問題や労働組合の存在が広まるのを防ぎたい気持ちが第一の優先事項であるため、労働組合に加入しているかどうかは問題ではなく、「賃金関係の労働問題を起したこと。労働組合に加入していたこと」が問題となるはずですが。そのためこの協同組合が FAX をしたように労働組合を辞めたら受け入れる会社があるかというそれはあり得ない話でしょう。コンプライアンスを守っている会社であれば労働組合がついていようがいまいが、労働法を理解している技能実習生がいても問題は無いはずですが。こうした FAX が出ると言うことは問題のある会社ばかりが技能実習生を受け入れていると言わざるを得ないのかもしれませんが、協同組合の「自分の事業を妨害する労働組合憎し」の感情表現と考えられます。移籍先が見つからなかったのは労働組合に加入したからだの実習生達に吹聴する宣伝材料ともなるのでしょうか。危機管理意識の欠如した理解不能の FAX としか言いようがありません。

次に「労組は不当労働行為として神奈川県労働委員会に救済を申し立てた。」とある部分については疑問があります。労働組合法第7条第1項で「労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。」また第2項では「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。」など使用者が正当な組合活動を妨害することを不当労働行為と定めています。当然労働契約の当事者間の争いについての問題であって、協同組合は部外者であり、団体交渉の対象ともなりません。そうすると労働委員会はこの訴えは労働組合法の対象外として門前払いすると考えられます。

大阪府労働委員会のHP「H/T事件（平成26年（不）第30号事件）命令要旨」が同様の事例で労働組合は使用者にあらずとして却下しています。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/rodoi/meirei/2630.html>)

もし協同組合が使用者であるとすれば職業安定法の労働者供給事業に該当して技能実習制度は成り立たないことになってしまいます。しかし現実問題として管理費を徴集していることから労働者供給事業に違反していると考えられます。そうすると労働組合としては名誉棄損なり組合活動妨害としての慰謝料請求訴訟に進むのが筋ではないかと思われます。また移籍先が見つからず帰国させられたとすれば、協同組合相手に管理機関としての管理機能を満たしていないことを理由として残りの期間の賃金と慰謝料の請求求めることになると考えます。ただ3年契約で来日しているため残りの期間の賃金補償の義務は本来会社にあるため賃金補償は会社に、その期間を全うさせることが出来なかった協同組合には技能実習生の被った精神的損害に対しての慰謝料の支払い求めると言うことになるでしょう。こうした問題は訴訟に持ち込まなくても解決が図れるように技能実習生法で明確にしておかなければ技能実習生は何時までたっても使い捨て労働者の地位のママ留まらざるを得ないと言えます。

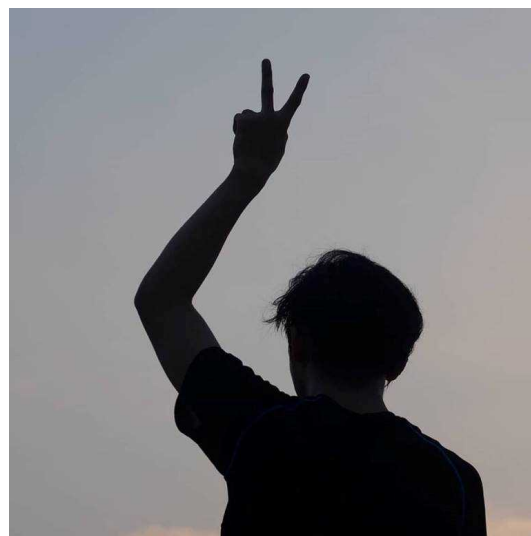
大竹市玖波の日本語教室

別れの挨拶 Asep Ramdani

FB 1月14日 22:00

嬉しいですが悲しいです。皆さんとすぐに別れます。近いうちに私は帰国しなければならなりません。

本当にどうもすみませんでした。日本人、会社員や友達や先生たちとベトナム人そしていっしょに住んでいるインドネシアの家族のおかげで私ここで3年間頑張りました。日々を過ごしてとても大変だった。いろいろな事を教えてくれましたといろいろな事を手伝ってくれました。皆様からたくさん勉強しましたが私はまだ勉強しなければなりません。面白い事がすごく多いです。仕事する時に意味が分からずに“はいいい”と言いました。冬時とても寒くて夏もめっちゃ暑いです。逆に春は一番きれいだと思います。桜が大好きです。日本は綺麗な国です日本語は美しいです。いつまでもぜたいにわすれません。おかげさまで全部が出来ました。これから私はインドネシアで頑張ります。私も元気なので皆さんも元気で頑張ってください。会う機会があれば会いましょう。道などどこでも声をかけて下さい じゃねえ皆さん お疲れ様でした さようなら。



新聞記事等から



ひと・しずおか 焼津市役所通訳員 豊島エリザさん /静岡

毎日新聞 2018年1月21日 地方版 静岡県

豊島エリザさん

言葉のスキルで橋渡し 豊島エリザさん（52）

漁業が盛んな焼津市では、水産加工などの労働現場で仕事を求めて来日する日系フィリピン人が増加している。2011年末に800人だったフィリピン人は17年末には1503人と約1.8倍に増加し、市内の国籍別で最多となっている。

多くの日系人は日本での定住を望んでおり、きめ細かな支援が求められる。フィリピンで広く話されるタガログ語、ビサヤ語、英語に加え日本語の計4カ国語を話す通訳員として市内に住むフィリピン人らの転入や子ども手当などの手続きの相談に乗っている。

日本人の祖父を持つ日系人でセブ島で生まれ育った。実家のリビングには、戦前に漁業をするため移民としてネグロス島に渡った祖父の写真が飾られ、母は日常会話程度の日本語は話せた。「いつか日本に行けるのかな」。子どもの頃から漠然と思っていた。

戦後、祖父は日本に強制送還され、家族をフィリピンに残して地元の福島県に戻った。祖父はフィリピンに手紙を送るなど家族との再会を望んだが病気で他界。祖父と会うことはできなかった。

来日するきっかけは16歳のころ、日本で教会のシスターをしている祖父の親戚に「来日の手続きを支援するよ」と声をかけられたことだった。「日本人はみんな着物を着ているのかな」など日本への好奇心も後押しし18歳の時、来日した。

初めて暮らしたのはシスターの知り合いがいる広島県。来日当時はほとんど日本語を話せなかったが、車の部品会社などで勤める中で習得した。フィリピンでは降らない雪や冬の厳しい寒さも日本で暮らしていく中で慣れていった。

焼津市役所には16年12月から勤め始め、昨年10月には市の広報のタガログ語とビサヤ語版を作る試みも始めた。「相手に伝わっているか、何度も確認をする作業は大変だけれど、言葉の面白さを感じる」と笑顔を見せる。

来日する時には自分のルーツを特に意識はしなかったが、今は日系人であることを誇りに思う。「日系人だから日本で暮らし日本語を学ぶ機会もあった。言葉のスキルが誰かの橋渡しになればいいと願っている。それが焼津に来た意味だと思う」【松岡大地】

■ 人物略歴

とよしま・えりざ

1965年、フィリピン・セブ島生まれ。昨年11月にはフィリピン人の教育や仕事の相談に乗るNPO法人「ヤイツ・フィリピン・コミュニティ」を設立し代表を務めている。

過労死も：「不正だと自覚できない」 外国人技能実習生、3年で22人が“労災死”

ITmedea ビジネス 2018年01月15日 16時26分 公開

労災死した外国人技能実習生（以下、実習生）は、3年間（2014～16年度）で22人――。厚労省の調査でこのような実態が初めて明らかになった。労災件数の年間平均は475件。労災による死亡と認定されたのは、14年度が8人、15年度が9人、16年度が5人の計22人で、そのうち1人は長時間労働による過労死だった。実習生の数は14年が16万7641人、15年が19万2655人、16年が22万8589人となっており、3年間の労災死は10万人当たり平均3.7人となる。職種は、農業や建設業、製造業などに限定されているが、日本の雇用者全体の労災死比率を大きく上回る結果となった（日本の労災死は10万人当たり平均1.7人）。

外国人技能実習制度は、発展途上国の若者に日本企業での実務を通じて実践的な技術や技能・知識を学び、帰国後に母国の経済発展に役立てもらう国際貢献を目的とした公的制度で、1993年に創設された。



しかし実態は、企業が安価に労働力を補うために実習生を雇うケースも多い。また、給料未払いやパワハラ、長時間労働などが相次いで指摘されており、社会問題となっている。15年に日本で失踪した外国人技能実習生は5803人（日本新華僑報調べ）と報告されており、実習先の労働環境の劣悪さが原因とされている。

実習生の問題に詳しい国土館大学の鈴木江理子教授は「労働者としての権利を知らないまま働かされているケースが多いため、不正が横行している」と説明。

「本来は、実習に入る前に座学があり、日本語の基礎や法的保護、業務の専門知識などを学ぶカリキュラムとなっている。しかし、企業が即戦力として早く働かせたいがために、十分な座学や安全教育を行わないまま働かせるところもある。知識がないためケガをしまったり、長時間労働を強いられても不正だと自覚できない（声を上げられない）問題が生じている」（鈴木氏）

政府は実習生の相談窓口を設けたり、実地調査を強化するなど対策を講じているが「実習生の数は年々増えているので、現在の対応では不十分」（同）だと指摘している。

長時間労働を強いられても不正だと自覚できない



一方、人手不足が深刻化する業界にとって実習生が貴重な労働力となることも確かだ。昨年、同制度の対象職種に「介護」が新たに加わった。また、実習生でも実習期間中に介護福祉士の国家試験に合格すれば日本で働き続けることができるように制度を見直す方針だ。

コンサルティング事業などを展開する日本介護ベンチャー協会の代表理事、齊藤正行氏は「介護サービスを維持していく上では、外国人技能実習生の活用は必要不可欠。また、日本の介護技術を学んで母国で生かしてもらえらるのなら、大きな意義がある」としている。

Copyright© 2018 ITmedia, Inc. All Rights Reserved

【参考】JITCOの資料から作成したのですが、「体調不良」については過労死または持病が労働により悪化したものか分かりませんが、かなり大きな割合を占めているのは気になります。

2014年死亡原因

労災	通災	自殺	事故			体調不良	病気	その他
			交通事故	水難	その他			
5	3	5	3	7	1	6	2	2

2015年死亡原因

労災	通災	自殺	事故			体調不良	病気	その他
			交通事故	水難	その他			
7	1	2	2	4		11	2	1

異国の大地・茨城農業を支えて 実習生 欠かせぬ戦力 県内 1.1万人、鹿行に集中 茨城新聞年 2018年1月1日(月)

県内で働く外国人技能実習生が増加している。昨年9月末には1万1千人を超え、過去最高を記録した。農業が盛んな銚や行方、神栖など鹿行地域5市の技能実習生の多くは、受け入れ農家で野菜の収穫や選別作業に従事。後継者不足や増加する耕作放棄地など農業の存続に関わる課題が山積する中、実習生は本県農業を下支えする「戦力」として欠かせない存在となっている。

イチゴ農家「うさみ園」で収穫作業に 取り組む技能実習生たち=銚田市秋山



茨城労働局によると、県内で働く外国人労働者は3万777人(2017年9月末現在)。このうち、技能実習生は全体の36%に当たる1万1178人で、5年前に比べ約3千人増加した。国別では、中国が最多の4280人、次いでベトナム2807人、インド

ネシア 1606 人と続く。

実習生が最も多いのは銚田や行方、神栖など鹿行地域の計 3046 人(同)。県内で農業に従事する実習生 5 千人余りのうち、半数以上が同地域に集中している。

実習生増加の背景には、母国の平均月収の 3 倍以上を 1 カ月で得られる金銭的な魅力があるとみられ、実習生は母国で渡航費用などを借金して来日するケースが多い。

イチゴなどを栽培する「うさみ園」(銚田市徳宿)で実習生活を送るカンボジア国籍のリ・ダラさん(24)は 7 人きょうだいの 3 番目。父親は病気で働けず、母親や幼い妹たちを養うため「毎月 10 万円を実家に送っている」と話す。

一方、鹿行地域では後継者不足も年々深刻化する。農林業センサスによると、鹿行地域の総農家数は 10 年の 1 万 1320 戸から 15 年には 9675 戸と 1500 戸以上が廃業、耕作放棄地は 5 年間で 350 ヘクタール以上増加した。

実習生を受け入れる監理団体「グリーンビジネス協同組合」(同市白塚)の塙長一郎理事長は、耕作放棄地増加の理由を「実習生を使っていない小規模農家が後継者不在で廃業しているため」とした上で、「実習生がいなければ、もはや私たちの生活は成り立たない」と指摘する。

カンボジアとタイからの実習生 5 人が働く同園では、実習生 1 人につき手取り給与月 15 万円前後を支払うほか、監理団体へ手数料月 3 万~4 万円を納付するという。

同園代表の宇佐見達夫さん(41)は「同じ給料では日本人は来てくれないが、実習生は安定して労働力が見込める。彼らなしにはやっていけない」と話した。(大平賢二)

Drifting too far - 46 入院生活から - 8

【抗がん剤治療】

普通であれば入院してすぐにでも抗がん剤治療が始まるようですが、3月の生きるか死ぬかの最悪期があったため、体力が多少回復した2か月後から治療が始まりました。治療は抗がん剤と化学療法の併用で、抗がん剤は1か月程度の間隔を置いて毎回種類の違うもの4回、化学療法も一定期間ごとにリツキサソというCD20というリンパ球に蓋をして活動できなくさせるものを8回から12回投与されました。副作用として吐き気が当然あるものと思っていたらそれは昔の話で今は吐き気止めも点滴に入っており全く問題ありませんでした。ただ第1回目だけ口内炎がひどくて食事が苦痛でした。歯科の先生に処置してもらうこともできるが効果は期待しない方がいい。白血球が戻ればすぐ治るとのことでした。そのほか副作用としては、脱毛があり坊主にせざるを得なかったり、歯が痛くなったり、痔が痛くなったりと体の弱いところに何らかの症状が出てきたり、造血機能が攻撃され白血球、ヘモグロビンそして血小板の減少があり、数値次第で輸血をされることとなります。11月の治癒判定後の1か月検診時には心筋拡張症の副作用もあると言われました。ちなみに爪にも副作用の影響があるのかほとんど伸びてこず、爪先が割れてポロポロ状態になっています。



抗がん剤治療の経過をまとめると次のようになり、強烈な薬で身体が相当のダメージを受けているはずですが、今から振り返ってみると無茶のし過ぎとしか言いようがない状況なのに未だ反省の色もなく、感染症予防上最悪の場所であるフードコートで小学生の日本語勉強に付き合ったりと、せっかく助かった命なのに・・・。

年賀状に書いた言葉です。今年はどうするか未だ思案中です。

古希の年、人生初の大決算/閻魔大王飛び出して/ネズ公横目で腕枕/
百尺竿頭に一步を進む/ネズ公どう出る第二幕

回数	抗がん剤治療	副作用	活動
第1回	5月23日・27日・31日の中3日空けて計3回(3月13日から入院中)	6月2日～13日無菌室 17日退院 脱毛、口内炎と造血機能	6月21日打合せ
第2回	7月4日・5日・6日と11日青色点滴(外来で)	7月13日～23日無菌室 23日退院 造血機能	3日司教様に相談センター設立依頼に 10日送別会 23・24日は下松へ
第3回	8月16日・17日(入院で) 脳内に薬が届くようにするもので腎機能の程度により投与量が決定。 本来2日とも10時間点滴予定が各4時間に変更となる。 事前に鎖骨下に管設置、数針縫う	造血機能、ただし無菌室移動はなかった。	9月7日交通事故入院の中国人面会 10日幟町教会でフィリピン人実習生相談
第4回	9月25日～4日外来で連続	造血機能 10月5日～11日 無菌室入院	23日 Sr.M 24日下松 30日幟町で実習生 16日下松
治癒	10月27日中電病院ペット撮影、11月6日治癒判定、以後1か月ごとの検診		

最後の抗がん剤治療で入院していた10月には初めて生え出した髪の毛が再度抜け落ち出したため残念な思いにかられながら散髪してもらいました。幸い12月半ばになってから生え出してきて1月半ばの今は6～7ミリ程度生えた中途半端な無精者の状態になっています。わずか頭髪が生えただけでヒシヒシと肌身を感じていた冷たさを感じ無くなってしまいました。むかし植村直己の本だったと思いますが、極地では石鹸で顔を洗ったら油膜がなくなり凍傷になる、と書かれていたように思います。またこの話しと関連してだったか、テニス仲間で痔が専門の先生からは患部を洗うのはいいが石鹸の使用はダメと話されていました。ギラついて嫌になる顔の脂や髪の毛をはじめ私たちの体には不要なものではなく心臓や肺臓などの花形スターの陰に隠れて煩わしく思われているものからもしっかり守られていると実感しました。

1月11日に第2回目の1カ月点検に行きました。抗がん剤の副作用として心筋拡張症になる可能性がある前回いわれたチェックのための心エコーの検査がありました。この1カ月、こうした話を聞いて何となく落ち着かず胸が圧迫される様な坂道で息が切れる様な症状を感じていました。検査の結果、先生が真剣な表情で「心臓の拍出量が50%を切っているので循環器科を受診するように。」と言われ4日後に受診することになりました。この間、真っ先に考えたのが本来の病気ではなく抗がん剤の副作用の結果、心不全で死ぬことになりそうだと言うことでした。これまでは、造血機能が元に戻るまではインフルエンザ等に感染し、肺炎を併発して逝ってしまうのがオーソドックスなものかと思っていたのが「死ぬまで元気」の言葉通りどこかの時点でポックリと逝ってしまうのと思うと、それは楽でいいかもしれないけれども、外出先だったら始末が悪いし・・・明日にもあり得るのかとの思いながらも2日も寝たらそんな気持ちは雲散霧消してしまい循環器科での診察の結果も「心配いりませんよ。元からこれに近い数値だったし、BNPの値も18程度であり、これが60を増えていたら問題だけど。誤差の範囲ですよ」と一蹴されてしまい一件落着くということになりました。主治医の定期点検の時、血液検査のデータについての話しは無く、診察室を出てから検査数値に目を通していると白血球が0.9/Lと入院中であれば無菌室に移動する状態であり、白血球増加のための注射も無かったことに気づきました。看護師さんに聞いてみたら、「治療中はそうだけど、治療が終わっているから、感染しやすくなっているのだから気を付けること。外出先で食事をとるとマスクを外すことになり、食べ物に菌がついてそれから感染するから避けた方がいい。」といわれ一安心しましたが、0.9/Lの数値は気にかかっています。

少し前から歯が痛くなっていたのはこの影響かもしれません。ただ疲れて帯状疱疹になると白血球が少なければ入院も視野に入ってくることになるのかもしれませんが。先生が無理をしない、ハイキングはダメだけど散歩はいい。通常の60%程度の行動に留めておくようにと言われる背景にはこの問題があるのかもしれませんが。今の時点で入院を考えるとゾツとしてしまいます、

ケラメイコス ～ 黄瀬戸のぐい飲み



黄瀬戸という言葉は聞いたことがあってもあまり関心がないのが普通ではないでしょうか。私自身も数十年前原憲司先生の黄瀬戸に出会ったときも今一つ関心がありませんでした。作品を見続けているうちにその良さがわかってきました。当然原先生の作品が進歩してきたこともその原因だったと思いますし、会って話を聞いたり、作品の形や釉薬の変遷を見ているうちに自分の黄瀬戸に対するイメージが出来てきたためかもしれません。黄瀬戸で有名な陶芸家は数名いても桃山黄瀬戸の本流となると原先生しかいないと言えます。しかし最近ではいい黄

瀬戸を焼く人が現れてきておりその中でも注目しているのがこのぐい呑を造った西岡悠先生です。窯業学校を終了して7年、独立して4年ぐらいの若手です。昨年の展覧会で知り合い、今年も会いに行つてこのぐい呑がありました。黄瀬戸としてかなりレベルの高いものだと思います。写真がよく取れていませんが、色合いも油揚げ肌で優しい感じがあり、薄く手取りも軽く、手にすっぽり収まるちょうどいい大きさのものです。幾つか気になる点はあります。同じ手の茶碗でいいものがみられる日を楽しみにしています。

黄瀬戸についての矢部良明先生の解説です。「黄瀬戸は中世の瀬戸焼の重要な釉技であった灰釉の系譜を引く釉法を母胎にしており、製品の器もやはり瀬戸と同じくあくまで中国陶磁を母型に置いていた点に特色がある。/ 黄瀬戸は光沢の強い灰釉である古瀬戸系黄瀬戸と、しっとり潤いのある油揚げ肌を呈する釉中に黄土を混ぜた黄瀬戸とに大別される。前者は当時輸入されていた青磁や白磁の皿、碗(わん)、鉢などを写す量産品に多く使用されているが、後者は端正なるくろによって成形され、形は銅鑪(どら)鉢、向付(むこうづけ)、香炉、花生(はないけ)など茶具で占められる高級器皿であり、草花文様をスタンプで表して、銅や鉄を点じて緑彩、褐彩してきわめて瀟洒(しょうしゃ)な味わい深い雅陶につくりあげられている。むろん桃山ならではの創意は後者によく示されており、今日の声価も高い。」。(日本大百科全書(ニッポニカ)の解説 [矢部良明])

本の紹介

いのちに国境はない ～ 多文化「共創」の実践者たち

川村千鶴子編 慶應義塾大学出版会 2,000円

労働問題を中心として外国人の抱える問題に対処しているうちに様々な問題があることに気がつき、また様々な分野で活動している人がいることが分かりました。この本では、そうした活動を行っている人達15人が実践の場から報告しています。日本人にとっては当たり前すぎる思いもよらないことが外国人にとっては大きな問題となっていることも少なく無いでしょう。外国人と病気また医療保険のこと、長年日本で暮らしていながら日常会話も十分でない日系人たち、来日間もない子供たちの日本語の問題もあます。フィリピンの子供たちに関しては英語とタガログ語を忘れず、ビジネスで通用するレベルまで継続して学習させる必要もあります。この本は外国人が直面している様々な問題を教えて呉また考えるとき参考になります。理屈を述べた本ではないため肩ひじ張らず読め、大いに参考になる本でした。

目次を挙げておきます。

第 1 章 グローバル市民として生きる。	第 2 章 僕がパリの外国人だったころ
第 3 章 「多文化共創」は辺境にこそあり	第 4 章 映画から学ぶ移民とダイバーシティ
第 5 章 外国にルーツをもつ子供たちへの日本語教育	第 6 章 夜間中学でいつでも誰でもどこでも基礎教育を
第 7 章 地球に根ざした大学のグローバル教育	
第 8 章 庇護申請中の子供たちと学び合う	第 9 章 多文化対応で住まい探しのお手伝い
第 10 章 多様性を生かせば経営が変わる	第 11 章 在留ブラジル人児童の心の支援
第 12 章 多文化スタッフが担うチーム医療	第 13 章 医療現場の多言語化を担う
第 14 章 人の命に国境はない	第 15 章 国際医療の現場と医療リテラシー
終 章 世界の混迷と危機を多文化共創のチャンスへ	

言 葉

出向いて行きましょう。すべての人にイエスのいのちを差し出すために出向いて行きましょう。・・・わたしは、出て行ったことで事故に遭い、傷を負い、汚れた教会のほうが好きです。閉じこもり、自分の安全地帯にしがみつくと気楽さゆえに病んだ教会よりも好きです。中心であろうと心配ばかりしている教会、強迫観念や手順に縛られ、閉じたまま死んでしまう教会は望みません。私たちが憂慮し、良心のとがめを感じるべきは、多くの兄弟姉妹が、イエス・キリストとの友情がもたらす力、光、慰めを得られず。また自分を迎えてくれる信仰共同体もなく、人生の意味や目的を見いだせず生きていくという事実に対してです。過ちを恐れるのではなく、偽りの安心を与える構造、冷酷な裁判官であることを強いる規則、そして安心できる習慣に閉じこもったままでいること、それらを恐れ、その恐れに促されて行動したいと思います。外には大勢の餓えた人がいます。そして、イエスは倦むことなく、たえず教えておられるのです。「あなたがたが彼らに食べ物をあたえなさい」(マルコ 6・37)

使徒的勧告 福音の喜び 49

教皇フランシスコ著カトリック中央協議会

発 行 所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成 30 年 2 月 1 日 発行